

愛知県立名南工業高等学校いじめ防止基本方針

I いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、また、どの子どもでも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、教職員は、日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的に指導に当たっていきます。

何より学校は、児童生徒が教職員や周囲の友人と信頼できる関係の中で、安心・安全に生活できる場であることが大切です。児童生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいきます。とりわけ本校においては、ものづくり、インターンシップ、資格取得、部活動等の体験活動を通して人間的に成長できると同時にコミュニケーション能力を高め、円滑な人間関係が築くことのできる取組の充実を図ります。

II いじめ防止ならびにそれによる不登校対策組織について

いじめのささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応するために、「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。

(1) 「いじめ・不登校対策委員会」について

ア 委員会のメンバー

校長、教頭、生徒指導主事、保健主事、教務主任、特別支援コーディネータ、
生徒相談担当、養護教諭

(必要に応じて、スクールカウンセラー等外部の専門家を加える)

イ 指導・支援チーム

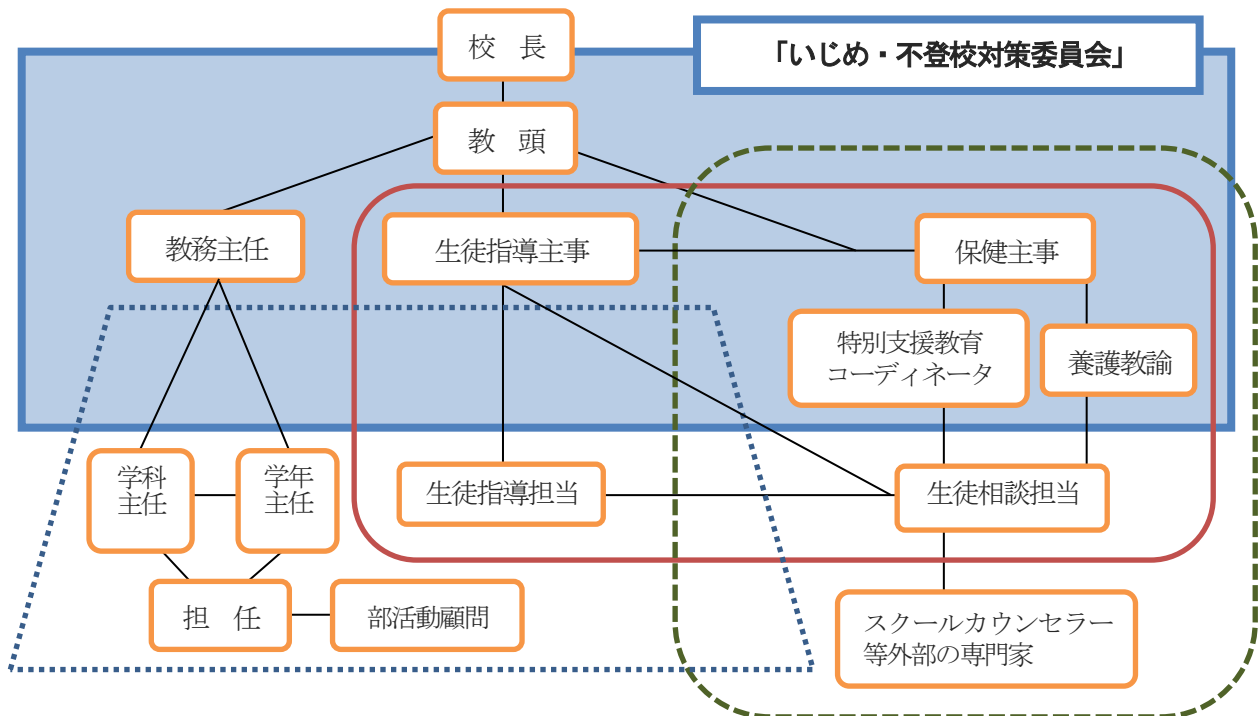
委員会が、事案に応じて、適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームを決定し、実際の対応を行わせる。いじめの防止、早期発見、早期対応に当たっては、事案によって関係の深い教職員を追加したり、ネットいじめなどでは、インターネットに詳しい教員を加えたりするなど、適切なメンバーで対応できるよう柔軟にチームを組んで対応する。




【指導・支援チームのメンバー】

生徒指導主事、保健主事、特別支援コーディネータ、学科主任、学年主任、担任、
生徒相談担当、養護教諭、本校スクールカウンセラー

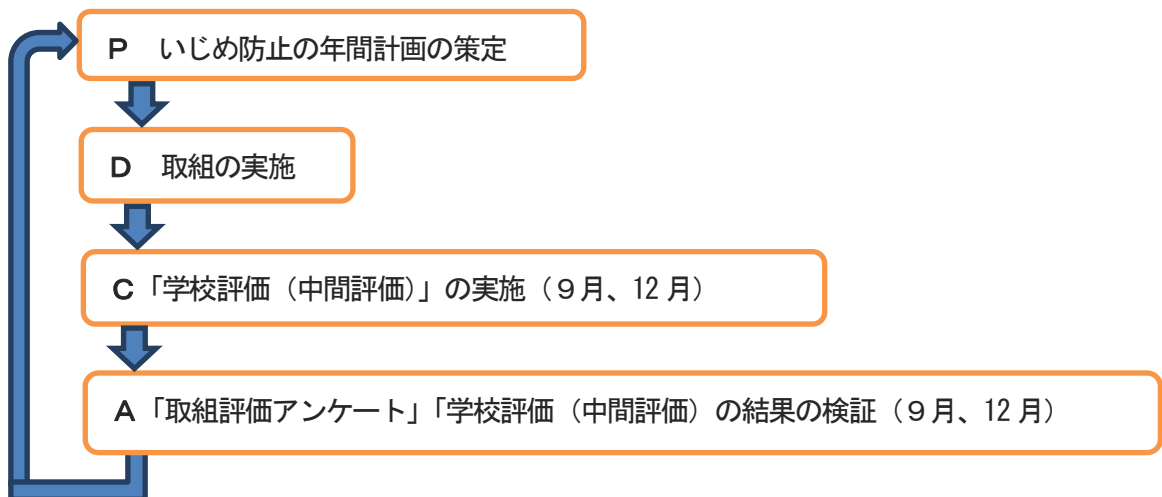
(必要に応じて、「いじめ・不登校対策委員会」より任命された者を加える)

【組織図】



※    は、指導・支援チームの例。事案によってメンバーを柔軟に変える。必要に応じて外部の専門家と連携をとる。

(2) 「いじめ・不登校対策委員会」の役割や機能等
ア 取組の検証（PDCAサイクル）



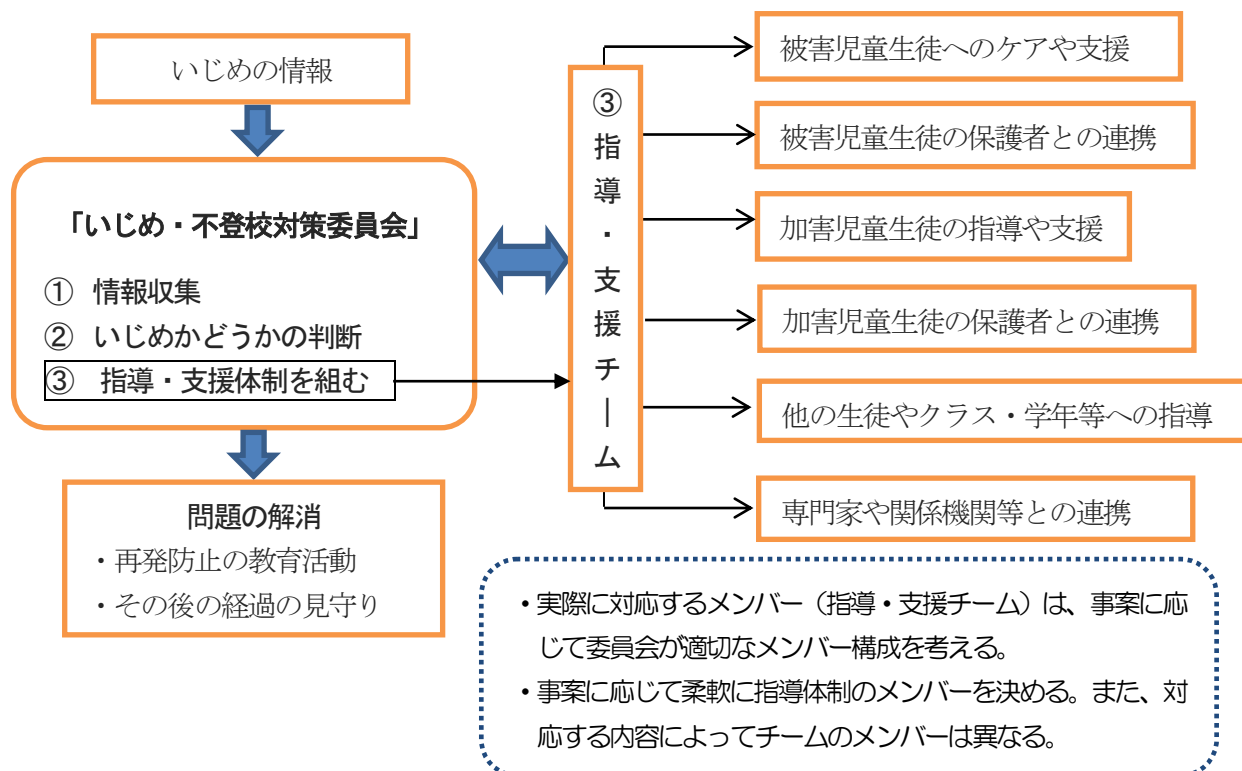
イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。
- ・「いじめ・不登校対策委員会」で検討した内容を職員会議等で報告する。
- ・現職研修で、年2回「いじめ」「教育相談」等をテーマとした情報交換会、講話、ケーススタディ等を実施する。

ウ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

「学校いじめ防止基本方針」及び「自己評価」「学校関係者評価」結果を、学校経営案及び学校のホームページに掲載する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）



オ 重大事態への対応

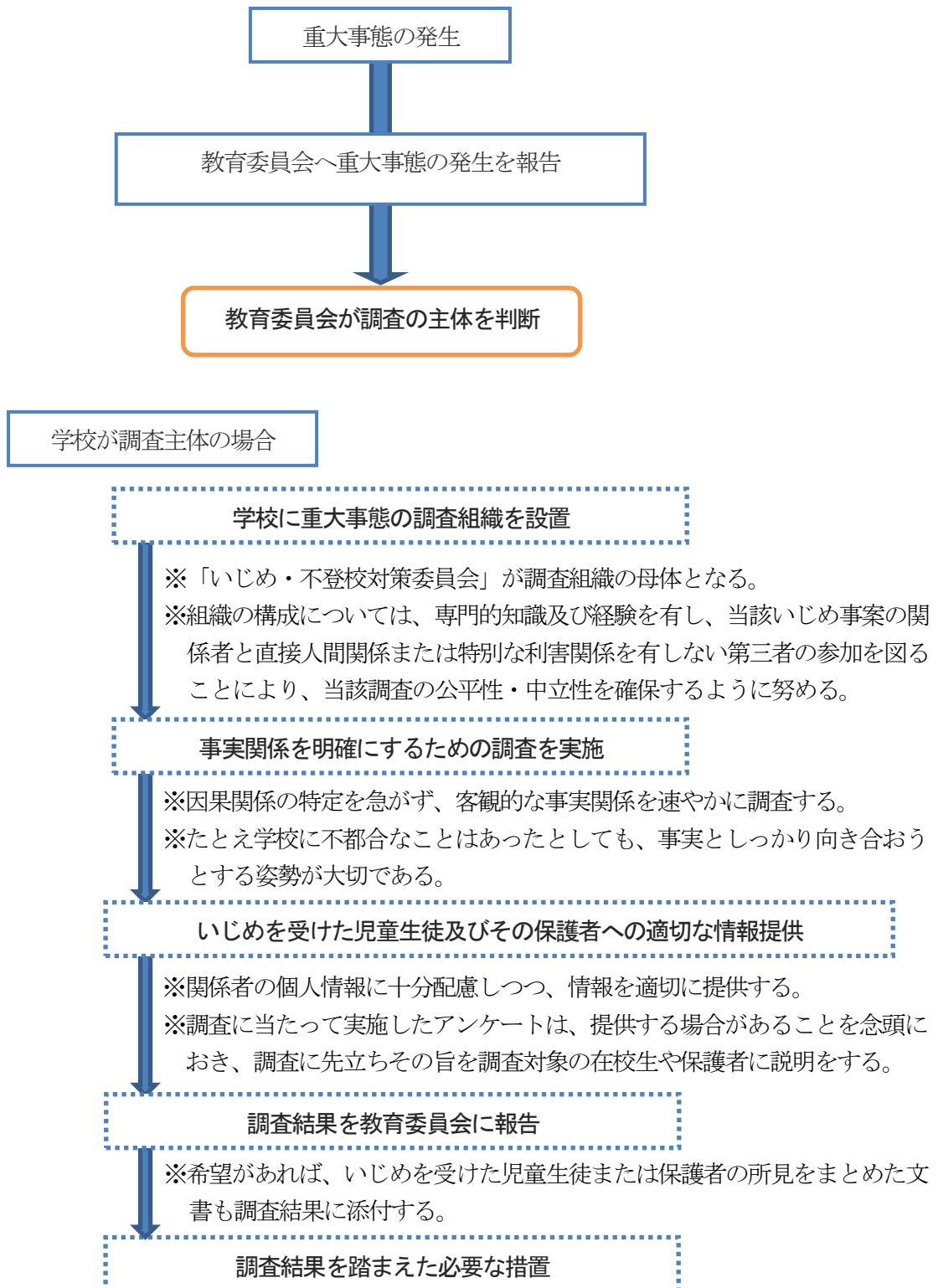
重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」に基づいて対応する。

学校が調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

【文部科学省「重大事態対応フロー図」】より

(注) 重大事態とは（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき



Ⅲ いじめの防止およびそれによる不登校等に関する具体的な取組について

【年間計画】

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 情報交換会や現職研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。
- イ 教育活動全体を通して、ものづくり・インターンシップ（就業体験）・資格取得・部活動等の体験活動、道徳教育、人権教育の充実および推進を図る。
- ウ 公開授業を積極的に行い、授業改善を進め、分かりやすい授業づくりに努めるとともに生徒の学習態度や姿勢を観察する。
- エ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 教職員は、生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。
毎日の健康観察、身だしなみ指導（年6回 各学期2回ずつ）、生徒個人面接週間（年2回 4月、9月）を特に活用する。
- イ いじめを認知またはいじめの疑いがある場合は、速やかに「いじめ・不登校対策委員会」に報告をし、組織的に対応する。
- ウ 職員対象生徒実態調査（年2回）、「学校生活アンケート調査（いじめを含む生活実態調査）」（年1回）の実施、さらにスクールカウンセリングを含めた教育相談の充実を図る。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」で組織的に対応する。
- イ 被害児童生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関等との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。

(取組の年間計画)

	未然防止の取組	早期発見の取組	「いじめ・不登校対策委員会」の動き	保護者・地域との連携
4月	<ul style="list-style-type: none"> ○相談係やSCの周知【全学年】 (保) ○情報モラル講話【全学年】 (管指) ○毎日のあいさつ指導 (全) ○面接週間【全学年】 (担) ○身だしなみ指導【全学年】 (全) ○人間関係づくりに関わるオリエンテーション【1学年】 (担保生) 	<ul style="list-style-type: none"> ○毎日の健康観察【全学年】 (保担) ○クレペリン検査【全学年】 (保担) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「いじめ対策基本方針」の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ○「いじめ対策基本方針」の周知
5月		<ul style="list-style-type: none"> ○職員対象生徒実態調査 (保指) 	<ul style="list-style-type: none"> ○クレペリン説明会 ○現職研修① 	<ul style="list-style-type: none"> ○PTA 総会

6月	○卒業生と語る会【3学年】 ○成績不振者指導【該当生徒】 ○身だしなみ指導【全学年】 ○全校集会【全学年】	進業教全総担		○生徒情報交換 (生徒実態調査)	○保護者会
7月	○情報モラル講話【全学年】 ○成績不振者指導【該当生徒】 ○進路打合せ会【3学年】 ○インターンシップ前期【2学年】 ○ボランティア活動【希望者】	管指教進担全生	○成績報告会議 (欠席過多生徒報告)		○教務部保護者会 ○PTA 専門委員会
8月	○インターンシップ後期【2学年】 ○就職希望者面接指導【3学年】	全進担			○体験入学 ○小学生ものづくり教室
9月	○身だしなみ指導【全学年】 ○面接週間【全学年】 ○就職希望者面接指導【3学年】 ○成績不振者指導【該当生徒】 ○公開授業週間【全学年】	全学全教教科	○公開授業週間	○全教職員対象の 「学校評価アンケート」の実施→検証	○PTA 役員会 ○PTA 校内見学会 ○文化祭バザー
10月	○全校集会【全学年】 ○学校祭(体育祭・文化祭)【全学年】	総担生担	○職員対象生徒実態調査	○現職研修②	○PTA 委員会 ○学校評議員会
11月	○身だしなみ指導【全学年】 ○学校生活アンケートの実施【全学年】 ○いじめをはじめとした生活実態に関する講話【全学年】 ○人権に関する講話【全学年】 ○進路指導講話【2学年】 ○工場見学【2学年】	全指保担指保指進担業	○学校生活アンケート(いじめを含む生徒対象生活実態調査)実施	○生徒情報交換会 (学校生活アンケート)	○保護者会 ○PTA 研修会
12月	○キャリア教育講話【1学年】 ○レディネステスト【2学年】 ○工場見学【2学年】 ○成績不振者指導【該当生徒】	工担工担業教	○成績報告会議 (欠席過多生徒報告)	○全教職員対象の 「学校評価アンケート」の実施→検証	○PTA 技術講習会 ○特別保護者会
1月	○身だしなみ指導【全学年】 ○成績不振者指導【該当生徒】 ○インターンシップ説明会【1学年】 ○進路指導講話【1, 2学年】	全教工進担進担		○現職研修③	
2月	○進路希望調査【2学年】 ○身だしなみ指導【全学年】 ○予餞会【全学年】	進担全生担		○自己評価	○PTA 役員会 ○PTA 委員会 ○学校評議員会
3月	○進路ガイダンス【1, 2学年】 ○情報モラル講話【新入生オリエンテーション】	進担管指		○学校関係者評価の結果を検証し「いじめ防止基本方針」の見直し	○学校関係者評価委員会 で「自己評価」を行う

教…教務部 指…生徒指導部 保…保健厚生部 生…生徒会部 進…進路指導部 工…工務部
 総…総務部 担…担任会 科…教科会 業…工業科 全…全教職員 管…管理職